

事務連絡
令和4年1月18日

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

令和3年度自動車事故対策費補助金（介護職員等緊急確保事業）
第二次公募について（周知）

平素より、厚生労働行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省において、自動車事故による重度後遺障害を負われた方が、新型コロナウイルスがまん延する状況下にあっても、十分な感染予防対策が講じられた上で手厚い障害福祉サービスを受けられるようにするため、障害者支援施設等を対象に人材確保に要する経費等の支援する事業（介護職員等緊急確保事業（自動車事故対策費補助金））を令和3年度補正予算で実施しています。

この度、別添のとおり、令和4年1月17日（月）～令和4年2月4日（金）の間、当該事業に係る第二次公募を行うとの連絡があったことから、当該事業の補助対象事業者への周知に御協力をお願いいたします。

【補助対象事業者】

- ①居宅介護事業者、②重度訪問介護事業者、③障害者支援施設 ④グループホーム

なお、具体的な補助の要件等、当該事業に関する問合せは、国土交通省において、e-mail又は電話にて受け付けておりますので、この点も併せて周知をお願いいたします。

介護職員等緊急確保事業（自動車事故対策費補助金）に関する問合せ先
国土交通省 自動車局 保障制度参事官室（担当：大橋、北村、大森）
電話：03-5253-8111（内線：41418） 03-5253-8580（直通）
e-mail：ohhashi-a28h@mlit.go.jp
kitamura-n2hu@mlit.go.jp
ohmori-s2ev@mlit.go.jp

令和4年1月17日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 御中

国土交通省自動車局保障制度参事官室

令和3年度自動車事故対策費補助金（介護職員等緊急確保事業）第二次公募について（周知依頼）

国土交通省では、自動車事故による被害者保護の増進を図るための各種施策を実施しているところで

す。
今般、全国的に新型コロナウイルス感染者がまん延する中であっても、安全・安心に施設や自宅において、十分な感染予防対策が講じられた上で、手厚い介護サービスを受けられるようにするため、障害者支援施設等を対象に、人材確保に要する経費等の支援を実施することとなり、令和4年1月17日（月）～令和4年2月4日（金）の間、下記のとおり第二次公募を行います。

つきましては、地方自治体や居宅介護事業者、重度訪問介護事業者、障害者支援施設及びグループホームを運営する事業者の関係団体等に対して、本補助事業公募にかかるご案内・周知にご協力をお願い申し上げます。

なお、公募のご案内、プレス資料等を添付いたしますのでご活用ください。

また、本補助事業の詳細等につきましては、下記お問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

記

1. 送付資料

別紙1：国土交通省プレス発表資料（A4 2page（両面印刷））

別紙2：公募要領（A4 6page（両面印刷））

別紙3：令和3年度パンフレット（A4 2page（両面印刷））

2. お問い合わせ先

「入所者が要件に該当しているか分からない」等の場合には、直接、国土交通省まで e-mail または電話にてご連絡、ご相談くださいます様、ご案内をお願い申し上げます。

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省 自動車局 保障制度参事官室（担当：大橋、北村、大森）

電話：03-5253-8111(内線：41418) 03-5253-8580(直通)

e-mail：ohhashi-a28h@mlit.go.jp

kitamura-n2hu@mlit.go.jp

ohmori-s2ev@mlit.go.jp

令和4年1月17日
自動車局保障制度参事官室**「介護職員等緊急確保事業（自動車事故対策費補助金）」
の第二次公募を本日から開始します！**

国土交通省では、自動車事故による被害者保護の増進を図るための各種施策を実施しているところです。今般、全国的に感染者の増加が懸念される中、自動車事故による重度後遺障害を負われた方に対する介護サービスを提供する障害福祉サービス事業者（居宅介護を提供する事業者、重度訪問介護を提供する事業者並びに障害者支援施設及びグループホームの運営事業者）においては新型コロナウイルス対策に係る経費の増加が経営を圧迫し、介護人材の適切な配置を行うことが困難となり、重度後遺障害者に対して十分な介護サービスを提供できなくなる懸念があります。

このような状況に対応するため、障害福祉サービス事業者の介護人材確保に係る経費を補助することにより、受入環境の維持・整備を図ることで、自動車事故による重度後遺障害を負われた方及びそのご家族が安全・安心に日常生活が送れることを目的とした補助事業を実施します。

本日より、令和3年度補正予算実施分に係る第二次公募を開始しますので、お知らせいたします。

1. 本補助事業の概要

- ・ 補助対象事業者
①居宅介護事業者 ②重度訪問介護事業者 ③障害者支援施設 ④グループホーム
- ・ 補助対象経費
①人材雇用費 ②求人情報発信費 ③職業紹介利用費

2. 公募期間等

- ・ 募集期間
令和4年1月17日（月）～ 令和4年2月4日（金）
- ・ 事業実施期間
採択日～ 令和4年3月31日（木）

なお、本補助事業の応募要件・応募方法等の詳細につきましては、国土交通省のホームページ内（以下アドレス）に掲載する公募要領等をご覧ください。

(https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000080.html)

■問い合わせ先

国土交通省自動車局保障制度参事官室

担当 大橋、北村、大森

電話：03-5253-8111(内線41418) 03-5253-8580(直通) F A X：03-5253-1638

介護職員等緊急確保事業の概要

- 自動車事故被害者がデルタ株等の変異株がまん延する中であっても、安全・安心に施設や自宅において、十分な感染予防対策が講じられた上で、手厚い介護サービスを受けられるようにするため、障害者支援施設等を対象に、人材確保等に要する経費等の支援を実施。

支援措置の内容

● 感染防止対策のために新たに雇い入れた人材の確保に係る経費の支援

- 障害者支援施設等において感染症対策に万全を期することを目的に新たに従業員を雇用する場合に発生する給与支給額(人件費)の支援を実施。

● 求人情報の発信に係る経費の支援

- 障害者支援施設等において感染症対策に万全を期することを目的に新たに従業員を雇用するために実施する求人情報の発信に係る経費の支援を実施。

● 職業紹介の利用に要する費用の支援

- 障害者支援施設等において感染症対策に万全を期することを目的に新たに従業員を雇用するために、職業紹介の利用に要する経費の支援を実施。

補助対象	<ul style="list-style-type: none"> 障害者支援施設 グループホーム 重度訪問介護を提供する事業者 居宅介護を提供する事業者
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 補正予算成立後から令和3年度末までの間に新たに雇用した介護職員等の給与支給額
補助率等	定額

補助対象	<ul style="list-style-type: none"> 障害者支援施設 グループホーム 重度訪問介護を提供する事業者 居宅介護を提供する事業者
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 大手就職情報サイトへの掲載料等の求人情報の発信に要する経費
補助率等	定額(上限は80万円)

補助対象	<ul style="list-style-type: none"> 障害者支援施設 グループホーム 重度訪問介護を提供する事業者 居宅介護を提供する事業者
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 職業安定法第30条第1項に規定する有料職業紹介事業者に職業紹介手数料として支払う経費
補助率等	定額(職員3名を上限とし、1名あたり50万円を上限)

令和 3 年度自動車事故対策費補助金（介護職員等緊急確保事業）公募要領

1. 本補助事業の趣旨

新型コロナウイルスの流行期にあっても、自動車事故による重度後遺障害者に対しては、障害福祉サービス事業者が法令上の人員配置基準に沿って行う介護水準を超える手厚い介護を行うことが必要であります。

今般、全国的に感染者の増加が懸念される中、自動車事故による重度後遺障害者に対する介護サービスを提供する障害福祉サービス事業者（居宅介護を提供する事業者、重度訪問介護を提供する事業者並びに障害者支援施設及びグループホームの運営事業者）においては、コロナ対策に係る経費の増加が経営を圧迫し、介護人材の適切な配置を行うことが困難となり、重度後遺障害者に対して十分な介護を提供できなくなる懸念があるため、介護人材確保等に係る経費を補助することにより、受入環境の維持・整備を図ることで、自動車事故による重度後遺障害者及びそのご家族が安全・安心に日常生活が送れるよう環境整備を図ることを目的としています。

本補助事業は、令和 4 年 1 月 17 日（月）から令和 4 年 2 月 4 日（金）までの間、公募を行いますので、本公募要領を十分ご理解いただいた上でご応募ください。

2. 本補助事業の概要**(1) 補助金事業名**

介護職員等緊急確保事業

(2) 予算額

6 億円

(3) 補助対象事業者

本補助事業に応募するために必要な要件は、以下のとおりです。

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 2 項に規定する「居宅介護」を行う事業所、同条第 3 項に規定する「重度訪問介護」を行う事業所、同条第 11 項に規定する「障害者支援施設」又は同条第 17 項に規定する「共同生活援助」を行う事業所（以下「障害者支援施設等」という。）であること
- ② 令和 3 年度に、自動車事故により重度の後遺障害を負った在宅重度後遺障害者（独立行政法人自動車事故対策機構の行う介護料の支給に係る受給資格を有する者又は自動車損害賠償保障法施行令（昭和 30 年政令第 286 号）別表第 1 第 2 級以上に該当する者。以下「自動車事故による重度後遺障害者」という。）が入所していること、又は利用していること。
- ③ 事業を効率的かつ確実に実施することができる障害者支援施設等であること。
- ④ 次に掲げる要件を満たす障害者支援施設等であること。

イ 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ中欄に掲げる法令に定める従業員の員数（以下「人員配置基準」という。）を超えた員数の右欄に掲げる区分の従業員を置いて事業を行っていること。

居宅介護	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービスの事業等基準省令」という。）	従業者
重度訪問介護	指定障害福祉サービスの事業等基準省令	従業者
共同生活援助	指定障害福祉サービスの事業等基準省令	世話人 生活支援員
障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	生活支援員

ロ 看護師を置いていること又は社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 48 条の 3 第 1 項の規定による登録を受けていること若しくは補助対象となる国の会計年度中に当該登録を受ける具体的な見込みのある者であること。

（４） 補助対象経費

補助対象経費は、補助事業実施期間内に支出した経費のうち、補助対象事業を行うために真に必要な以下に掲げる経費であって、本事業に係る部分のみを明確に区分でき、かつ証拠書類によってその金額や根拠等が確認できる経費となります。

〔具体的な経費の科目〕

- ・人材雇用費 : 感染症対策に資する新たな職員の雇用に関する経費の対象とな

る補助対象事業の範囲は、令和3年12月20日から令和4年3月31日までの間に新たに雇用した従業員の雇用に係る経費。

- ・求人情報発信費：感染症対策に資する新たな職員を雇用するための求人情報の発信に要する経費。

なお、補助対象事業の範囲は以下のとおりとする。

- ①大手就職情報サイト（主に学生を対象とした就職情報の提供及び企業の人材確保等を目的として開設されたサイトで、前年の登録者数がおおむね25万人以上のものをいう。）への掲載に係る経費
- ②その他求人情報の発信に要する次に掲げる経費（①に係る経費を同時に申請する場合に限る。）
 - イ) インターネットを活用した情報発信
 - ロ) パンフレット等の作成
 - ハ) その他求人情報の発信を主目的とした経費で国土交通省が認めるもの

- ・職業紹介利用費：感染症対策に資する新たな職員を雇用するための職業紹介の利用に要する経費。

なお、補助対象事業の範囲は以下に定める要件を満たすものとする。

- ①職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項に規定する有料職業紹介事業者（以下「有料職業紹介事業者」という。）に対して同法第32条の第3項第1号又は第2号の規定に基づく手数料として支払う経費
- ②自動車事故対策費補助金交付要綱第4条の規定に基づく交付申請（以下単に「交付申請」という。）を行った日から起算して3箇月前の日より求人情報の発信を行い、かつ、当該求人情報の発信に係る募集人数に満たない雇用実績となっていること
- ③令和3年度において本補助金の交付申請（前項に規定する求人情報発信費に係る申請に限る。）を行っていないこと

（5） 補助対象事業の実施期間

令和4年3月末日までに事業を完了し、かつ指定する期日までに支払いを完了することが必要となります。補助対象事業の実施期間外に支払われた経費等については、補助対象とはなりません。

（6） 補助対象事業の補助率及び補助限度額

補助率及び補助金額は以下のとおりとします。

1. 人材雇用費にあつては、補助率を定額とし、当該年度の予算の範囲内で執行す

る。

2. 求人情報発信費にあつては、補助率を定額とし、1 障害者支援施設等につき 80 万円を補助限度額とする。
3. 職業紹介利用費にあつては、補助率を定額とし、1 障害者支援施設等につき新たに有料職業紹介事業者を通じて雇用した職員 3 名を上限に当該職員 1 名あたり 50 万円を補助限度額とする。
4. 前 3 号の規定にかかわらず、本補助金の交付状況等により、補助率若しくは補助限度額の変更又は交付申請の打ち切りを行うことがある。

3. 本補助事業の選定（採択）

本補助事業は、上記 2.（3）を満たす者を選定（採択）します。

また、選定（採択）に当たって応募者が複数の場合は、以下の順とします。ただし、交付希望が多数あり、予算の制約の事由により全ての交付希望に添えない場合があります。

- ① 令和 3 年度中に自動車事故による重度後遺障害者が初めて入所及び利用する見込みがある障害者支援施設等。
- ② 既に自動車事故による重度後遺障害者が入所及び利用しているが、令和 3 年度中に具体的な新たな入所及び利用の見込みがある障害者支援施設等。
- ③ 既に自動車事故による重度後遺障害者が入所及び利用している障害者支援施設等。

この場合、直近の経常収支率等を勘案の上、選定（採択）します。

なお、必要に応じて電話等によるヒアリングを行うことがありますので、あらかじめご承知おきください。選定（採択）結果については、後日、書面により通知します。

4. その他留意事項

- (1) 本事業の執行は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」によるほか、本補助金の交付要綱及び実施要領に定めるところによります。
- (2) 今回の公募による選定（採択）は、審査の結果、選定（採択）された場合に、事業を開始（着手）することが可能となり、その後、本補助金の交付要綱及び実施要領に基づく補助金の実績報告手続きを行っていただきます。当省は、提出された実績報告書の内容を審査した上で、適当と認められるものについて額の確定を行い、事業者へ通知します。
- (3) 補助対象事業に係る経理について、帳簿及び全ての証拠書類を整理し、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類は、事業完了後 5 年間保存しなければなりません。
- (4) 補助事業終了後、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に

基づき、国土交通省による立入検査及び会計検査院による実地検査が入ることがあります。

- (5) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告等）をした場合には、補助金の交付決定取消し、補助金の返還命令、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- (6) 事業完了後の実績報告書等の期限内の提出ができない場合には、補助金をお支払いすることができません。
- (7) 国土交通省に個人情報を提供する場合は、利用者・介護者に対して同意を得るなど、施設の個人情報保護方針に基づき対応してください。
- (8) 国土交通省の個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」に基づき対応いたします。
- (9) 採否の理由等についてのお問い合わせには応じられません。あらかじめご了承ください。

5. 本補助事業の応募方法・問い合わせ先

以下の書類1部を募集期間内（令和4年1月17日（月）～令和4年2月4日（金））に電子システム（jGrants）によってご提出ください。

なお、jGrantsで申請いただくために「gBizID」が必要となります。IDの取得には1～2週間ほど時間を要するため、余裕をもってIDを取得していただきますようお願いいたします。

また、「gBizID」の取得方法及び申請の流れ等については下記URLをご参照ください。

※ 電子システムによる申請が難しい場合はご相談ください。

<URL>

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※ jGrantsはInternetExplorerより申請いただくとエラーが発生することがございますので、その他のツール（GoogleChrome、firefoxなど）によりご申請ください。

【応募に必要な書類】

- ① 交付申請書（介護職員等緊急確保事業交付申請書）
- ② 応募者等の概要【様式1】、応募者の営む主な事業及びその内容が分かる資料（事業者パンフレット、全部事項証明書、会社定款、事業指定通知書など）
- ③ 計画・経費所要額調書兼収支計算書【別紙】
- ④ 補助対象となる障害者支援施設等における上記2.（3）②で規定する在宅重度後遺障害者の入居または利用状況がわかる書類

- ⑤ 当該年度の収支予算書
 - ⑥ 直近の財務諸表
 - ⑦ 人材雇用費にあつては以下に掲げる書類
 - イ) 職員名簿
 - ロ) 介護給付等の算定に係る体制等状況一覧表その他補助対象となる障害者支援施設等における介護給付費等の算定に係る体制等状況がわかる書類
 - ハ) 従業者の勤務の態勢及び勤務形態一覧表その他補助対象となる障害者支援施設等における従業員の常勤換算方式による員数及び当該障害者支援施設等における人員配置基準を満たすために必要となる従業員の常勤換算方式による員数を明らかにした書類
 - ニ) 補助対象期間中に当該職員の雇用する計画がわかる書類 (写)
 - ホ) 看護師を置いていることを明らかにした書類又は社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の規定による登録を受けていることを証する書類若しくは補助対象となる国の会計年度中に当該登録を受ける具体的な見込みのある者であることを証する書類
 - ⑧ 求人情報発信費にあつては、申請内容に係る見積書 (写)
 - ⑨ 職業紹介利用費にあつては以下に掲げる書類
 - イ) 交付申請を行った日から起算して三箇月前の日より求人情報の発信を行っていることがわかる書類 (写)
 - ロ) 申請内容に係る見積書 (写)
 - ハ) 職業安定法第32条の4第1項の規定に基づき交付を受けた許可証 (写)
 - ニ) 求人情報の発信を行っているものの当該求人情報の発信に係る募集人数に満たない雇用実績となっていることを証する自認書
- ※1 必要に応じて上記以外の書類を求めることがあります。

【応募書類の提出先・問い合わせ先】

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省自動車局保障制度参事官室

担当：大橋、北村、大森（介護職員等緊急確保事業）

TEL：03-5253-8111（内線41418）

FAX：03-5253-1638

E-mail：ohhashi-a28h@mlit.go.jp

kitamura-n2hu@mlit.go.jp

ohmori-s2ev@mlit.go.jp

居宅介護事業者、重度訪問介護事業者、 障害者支援施設、グループホームへの 補助事業を実施します！

～重度後遺障害を受け入れる施設の人材確保を支援～

介護職員を確保し、施設等の受入環境整備を支援
するための補助事業の第二次公募を開始します！
是非、ご応募ください！！

国土交通省では、新型コロナウイルスの流行期にあっても障害福祉サービス事業者が後遺障害を負われた方々に対し、手厚い介護を行うことができるよう、受入環境を整備することを目的とし、居宅介護事業者や重度訪問介護事業者、障害者支援施設、グループホームに対し、介護人材確保等に係る経費の補助を実施します。

補助事業名：**介護職員等緊急確保事業**
(自動車事故対策費補助金)

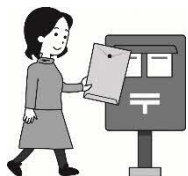
事業概要

(1) 補助対象事業者：

- ①居宅介護事業者 ②重度訪問介護事業者 ③障害者支援施設
④グループホーム

(2) 補助対象経費：

- ①人材雇用費 ②求人情報発信事業費 ③職業紹介利用費



補助



事故被害者入所
(居住)

募集期間：令和4年 **1月17日(月)**～**2月4日(金)**

※ **令和4年2月4日(金)必着**

※ 事業実施期間：採択日～令和4年3月31日

裏面へ⇒

補助内容

○ 人材雇用費

⇒感染症対策に資する新たな職員の雇用に係る経費

※補助対象事業の期間は「公募要領」参照

ex：新規雇用の促進、夜間配置の強化

○ 求人情報発信事業費

⇒感染症対策に資する新たな職員を雇用するための求人情報の発信に係る経費

※補助対象事業の範囲は「公募要領」参照

○ 職業紹介利用費

⇒感染症対策に資する新たな職員を雇用するための職業紹介に係る経費

※補助対象事業の範囲は「公募要領」参照

補助要件

- 自動車事故により重度の後遺障害を負われた方(以下の方) が施設に入所・利用していること、又は今後、具体的な入所・利用の見込みがあること
- ・ (独)自動車事故対策機構の介護料受給資格者(過去実績含む)
- ・ 自動車損害賠償保障法施行令(昭和30年政令第286号)別表第1第2級以上の者

応募方法等

本補助事業の応募方法は原則電子システム(jGrants)での申請となります。

本補助事業の応募要件・応募方法等の詳細につきましては、国土交通省ホームページ(以下アドレス)に掲載する公募要領等をご覧ください。

➡ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000080.html

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください！！

問い合わせ先

国土交通省自動車局保障制度参事官室

担当：大橋・北村・大森

電話：03-5253-8111(内線:41418) 直通:03-5253-8580

FAX：03-5253-1638

